

## 京都府土地利用基本計画（中間案）に対する庁内部局・市町村からの主な意見（照会期間：H29. 6. 23～H29. 7. 13）

&lt;庁内部局&gt;

所属	該当箇所	修正案	意見	最終案における対応
政策企画部	P4 ウ 土地の有効な利活用 また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域間連携等を図ることによって必要な機能を享受する取組みを進める。 なお、平成27年(2015年)4月、京都府北部地域の5市2町(福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い…それぞれの市町が相互に役割を担い連携することによって…圏域として教育、医療、福祉、商業等の都市機能・生活水準の向上を図っていくこととしている。	また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域間連携等を図ることによって必要な機能を享受する取組みを進める。 なお、平成27年(2015年)4月、京都府北部地域の5市2町(福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い…それぞれの市町が相互に役割を担い連携することによって…圏域として教育、医療、福祉、商業等の都市機能・生活水準の向上を図っていくこととしている。 南部地域においても、平成29年(2017年)4月相楽東部地域2町1村(笠置町・和東町・南山城村)における「相楽東部未来づくりセンター」が開設され、地域間連携を一層進めていくこととしている。	相楽東部の笠置町、和東町及び南山城村における地域間連携の取組についても言及されたい。	意見のとおり修文
	P5 エ 京都流 地域創生のための土地利用 そのため、府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産業振興との一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって、東京一極集中の是正と府域の均衡ある発展を図る。	そのため、府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産業振興との一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって、東京一極集中の是正と府域の均衡ある発展を図り、どこでも安心して暮らせる地域づくりを進める。	交通利便性が良好な都市部のみではなく、人口減少や高齢化が著しい中山間部等においても、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが大事であるため。	意見のとおり修文
	P5 エ 京都流 地域創生のための土地利用 また、「京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第26号)」に基づく空き家や農地の活用…北陸新幹線等の高速交通網の整備を見据え、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」の増加等に向けた土地利用を図る。	また、「京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第26号)」に基づく空き家や農地の活用…北陸新幹線等の高速交通網の整備を見据え、「東京オリンピック・パラリンピック」等を契機としたスポーツ振興の視点や、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」の増加等に向けた土地利用を図る。	今後、「東京オリンピック・パラリンピック」等の大きなスポーツイベントの開催が予定されていることから、スポーツ振興の視点も含めて交流人口の増加につなげることが重要である。	意見のとおり修文
交通政策課	P2 エ 交流基盤整備の進展 また、…北陸新幹線等のルートも決定予定であるなど、…	また、…北陸新幹線のルート決定など、…	北陸新幹線(敦賀～大阪)のルートが決定したことによる。	意見のとおり修文

京都府土地利用基本計画（中間案）に対する庁内部局・市町村からの主な意見（照会期間：H29. 6. 23～H29. 7. 13）

<市町村>

所属	該当箇所	修正案	意見	最終案における対応
京都市	P6 2 地域別の土地利用の基本方向 地域別の土地利用に当たっては、“まだ見ぬ京都”「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」構想等を踏まえ、各地域の特性に応じた均衡ある発展をめざし地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を生かした土地利用を図るものとする。	地域別の土地利用に当たっては、“まだ見ぬ京都”「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」構想等を踏まえるとともに、隣接地域に与える影響等を勘案し、各地域の特性に応じた均衡ある発展をめざし地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を生かした土地利用を図るものとする。	京都府国土利用計画（第5次計画，平成29年1月策定）では，これまでの3地域（北部・中部・南部）から，北部，南部が細分化されることとなった。 細分化されることにより各地域の特性を活かした土地利用が期待される一方，京都市域においては隣接地域と一体の都市圏を形成していることを踏まえ，都市圏内の秩序ある土地利用を図る必要もあることから，隣接地域との関係性について勘案すべきである。	以下のとおり修文。 地域別の土地利用に当たっては，“もうひとつの京都”「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」構想等に基づくとともに、隣接地域との関係性も考慮しながら、各地域の特性に応じた均衡ある発展をめざし地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を生かした土地利用を図るものとする。
綾部市	本文 P10 1 土地利用の原則 （2）農業地域 今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備することを基本とする。	今後必要とされる農用地を計画的に確保、整備することを基本とする。	過疎化、少子高齢化などによる担い手減少の局面において、現在の農地を保全していくことすら困難な状況に直面している中、「新たに」農用地の整備確保が求められる状況にはない。 新たな農用地を確保するよりも、耕作放棄地の解消が必要と考える。	以下のとおり修文 今後必要とされる農用地を計画的に確保し、整備することを基本とする。
	本文 P10 1 土地利用の原則 （2）農業地域 したがって、農用地区域内の農地等については、他用途への利用は行わないものとする。	したがって、農用地区域内農地等については、他用途への利用は行わないものとする。	したがって、農用地区域内農地等については、他用途への利用は原則行わないものとする。	本市の農用地区域内において、他用途への利用を許可していただいた事例もあり、「原則」を加えてはどうか。 ※改正農工法（農村地域工業等導入促進法）と地域未来投資促進法の成立により、丁寧な土地利用調整が行われ、市町村の計画に位置付けられた施設について、他用途への利用を可能にするとの農水省の見解もある。